

Weekly Report

第275号
平成26年 8月11日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

災害により資産が損害を受けた場合は

大雨などによる被害が各地で発生しています。気象情報に注意し、早めの防災行動を心掛けましょう。

◆個人の住宅や家財が損害を受けた場合

災害によって、住宅や家財などに損害を受けた場合は、「雑損控除」と「災害減免法による所得税の軽減免除」のどちらか有利な制度を選ぶことで、所得税を軽減できます（確定申告が必要）。

雑損控除は、災害や盗難、横領により、住宅や家具、衣類など生活に通常必要な資産が損害を受けた場合に、一定金額（「差引損失額—総所得金額等×10%」と「差引損失額のうち災害関連支出の金額—5万円」の多い方）を所得から控除できます。

一方、災害減免法は、災害による住宅や家財の損害額が時価の1/2以上で、災害があった年分の所得金額が1000万円以下の方であれば適用でき、所得金額に応じて所得税額が軽減・免除されます（500万円以下は全額免除、～750万円以下は1/2軽減、～1000万円以下は1/4軽減）。

◆会社の資産が損害を受けた場合

会社の商品や店舗などが、災害により滅失・損壊した場合、その損失額や、損壊した資産の取壊し、土砂などの除去するための費用は、損金になります。

また、損傷を受けた店舗や機械などの固定資産について、原状回復のために補修などを行った場合や、被災前の状態を維持するための補強工事、排水又は土砂崩れの防止などに支出した費用は、修繕費となり損金になります。

なお、法人が災害を受けた取引先に対して、災害見舞金の支出や、事業用資産の供与などを行った場合の費用は、交際費等には該当せず損金になります。

国外財産調書の提出件数は5539件

5千万円超の国外財産を保有（12月末時点）している方に対して、財産の種類、数量、価額などを記載した国外財産調書を翌年3月15日までに提出することが今年から義務付けられました。

国税庁によると、初提出となった25年分（25年末における保有状況を記載した調書）の提出件数は5539件で、総財産額は約2兆5142億円でした。財産の種類別総額では、「有価証券」が1兆5603億円で最も多く、約6割を占めています。

なお、来年以後に提出すべき国外財産調書については、偽りの記載や故意の不提出に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が適用されることとなります。

高速道路での緊急時の対処を再確認

帰省や旅行などで、高速道路を利用する方も多いと思います。

交通事故は全体的に減少傾向ですが、高速道路での死亡事故は3年連続で増加しており、4件に1件は故障などで停車中の車や、路上に降り立った人に後続車が衝突する事故となっています。

やむを得ず高速道路で駐停車する場合は、①ハザードランプを点灯させ、路肩に停車、②後続車に十分注意し、車の50m後方に発炎筒や停止表示器材を設置、③安全な場所に避難し、通報します。